

東京都犯罪被害者等支援 見舞金給付について

●犯罪被害者等見舞金給付について	
概 要	殺人や傷害など故意の犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた方のご遺族及び被害者の方が、被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図ることができるよう、見舞金を給付します。 ※ 令和2年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害に限ります。
対象要件	◇日本国内において発生した犯罪行為による被害であること ◇犯罪行為による被害にあった事実が被害届の受理等で確認できること ◇犯罪被害時に、都内に住所を有すること ◇犯罪による被害を受けた日から申出まで1年以内であること ◇申請書の提出は申出日から1年以内であること その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
内 容	◇遺族見舞金（30万円） 犯罪行為によって死亡した方の都内在住の遺族 ※遺族とは、以下の①～⑪の遺族のうち、最も○内数字が小さい第1順位遺族をいう。 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方等を含む） 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 3 上記2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 （注）遺族（第1順位遺族）が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることができません。
	◇重傷病見舞金（10万円） 犯罪行為によって医療機関での治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する身体の負傷を負った都内在住の方
対象外	◇被害者又は遺族が他の地方公共団体から同種の給付を受けている場合 ◇被害者又は遺族と加害者との間に親族関係（事実婚を含む）があった場合 ◇被害者又は遺族が犯罪行為を誘発した場合又はその責めに帰すべき行為があった場合 ◇被害者又は遺族が暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者）である場合 ◇その他の事情から判断して、給付することが社会通念上適切でないと認められる場合
受付窓口	制度の利用に当たっては、面接相談が必要になります。まずは、電話にてお問い合わせください。 【犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口】 公益社団法人 被害者支援都民センター （電話）03-3222-9050 月・木・金曜日 午前9時30分～午後5時30分 火・水曜日 午前9時30分～午後7時 （土日祝日、年末年始除く）
問合せ先	【制度に関する問合せ先】 東京都 総務局 人権部 人権施策推進課 被害者支援連携担当 （電話）03-5321-1111（東京都庁代表） 平日 午前9時～午後5時